

利益相反防止管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人海の達人（以下「海の達人」という。）と資金分配団体及び民間公益活動を行う団体の運営及び事業の実施において、役職員等の利益相反行為を防止するために必要な事項を定め社会福祉の増進を目的とする海の達人の職務が構成に担保すること、さらに海の達人の業務に対する国民の信頼を確保することを目的とする。

第2章

(適用範囲)

第2条 この規定は役職員等に適用する。

(定義)

第3条 この規定に追いて、次に掲げる用語は次の各号の定義によるものとする。

- (1) 利益相反（状態） 海の達人の役職員等が国民生活の安定向上及び社会福祉の増進に資することを目的とした海の達人の職務に従事する場合のうち、自己又は第三者に利益（金融・地位・利権など利益の種類を問わない）をもたらす可能性がある状態をいう。
- (2) 利益相反行為 利益相反状態において、海の達人の役職員等が自己又は第三者の利益を図り、持って海の達人の資金分配の公益性を損なう恐れのある行為をいう。原則として行為の外形のみから判断するものとする。また、その行為の種類を問わない。
- (3) 利益相反情報 海の達人の役職員等につき、利益相反状態が存していることに関する情報のことで、個人情報を含むものとする。

(禁止事項)

第4条 役職員等は就任または採用時並びに新たに利益相反状態となった場合に利益相反に該当する事項に関する自己申告を行うものとする。

- 2 役員等は民間公益活動促進業務を行うに当たり、評議員、理事、監事、職員その他の指定団体の関係者に対し、特別の利益を与える行為を禁ずる。
- 3 利益相反の防止を目的として海の達人からの助成又は貸し付けを受ける資金分配団体及び民間公益活動を行う団体の理事、取締役、評議員、職員その他意思決定へ関与する権限を有する者の海の達人への関与を禁ずる。
- 4 役職員等はその他の利益相反を禁ずる。

(自己申告)

第5条 役職員等は就任または採用並びに新たに利益相反状態となった場合に利益相反に該当する事項に関する自己申告を行うものとする。

- 2 役職員等は毎年6月と12月に利益相反に該当する事項に関する自己申告を行うものとする。

る。

3 前2項に規定する自己申告には次の事項を記載した書面または電磁的記録とする。

- (1) 海の達人が直接または間接的に助成または貸し付けを行う資金分配団体の理事、取締役、評議員、職員その他の意思決定へ関与する権限の有無とその詳細並びに当該団体からの収入の有無
- (2) 海の達人が直接または間接的に助成または貸付を行う民間公益活動を行う団体の理事、取締役、評議員、職員その他の意思決定へ関与する権限の有無とその詳細並びに当該団体からの収入の有無
- (3) 前2号以外の海の達人が直接取引を過去1年以内に行った法人の理事、取締役、評議員、職員その他これらに準ずる意思決定へ関与する権限の有無と、その詳細（法人の種類を問わない）
- (4) 自身以外に関する利益相反情報

4 利益相反防止に係る事務を所掌する部署は、第1項及び第2項に規定する自己申告の内容の確認を行い、利益相反状態が存在する可能性があるとは判断される場合は、速やかに詳細の調査および是正に必要な処置を講ずるものとする。

5 第1項及び第2項に規定する自己申告の内容は秘密とし、原則として利益相反防止に係る事務を所掌する部署、事務局次長、事務局長、役員及びコンプライアンス委員会の委員以外に漏らしてはならない。

6 海の達人は、第1項並びに第2項に規定する自己申告において、第3項第4号に該当する事項を申告した場合において、申告した内容をもとに申告者に不利益な決定をしてはならない。